

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策の関する基本的な考え方

感染防止対策は安心・安全な医療の提供には欠かせないことである。釧路労災病院は良質で信頼される医療の提供を理念に掲げており、病院に関わる職員全体で感染対策に取り組みます。また、病院に関わる人々に対して院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策は病院長の諮問機関として院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を実施し感染対策に関する事項を検討します。また、感染制御チーム（ICT）は毎週1回定期的に院内を巡回し感染対策が適切に実施されているか確認し現場の問題に迅速に対応します。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策に対する基本的な考え方、標準予防策、経路別感染予防策など全職員に周知し知識・技術の向上を図ることを目的に年2回以上研修会を行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内における耐性菌等の感染情報レポートを作成し、ICTチームで発生原因を調査、対策を検討し全職員へ周知します。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合、ICTチームが速やかに対応します。また、必要に応じて他の医療機関や地域の保健所と連携し対応します。

6. 患者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者さんやご家族が希望した場合、本指針を開示します。

7. その当院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のために「院内感染対策マニュアル」を作成し、全職員へ周知・徹底をはかり、定期的または必要時に見直し、改定を行います。